
騒音・振動関係の届出 及び規制の手引き

(工場・事業場編)

工場・事業場における事業活動に伴って発生する騒音及び振動については、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による、種々の規制があります。

また、工場における公害防止組織の整備を図るため、一定の工場については、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、公害防止管理者の選任及び届出などが義務付けされています。

このリーフレットは、工場・事業場に関する騒音・振動の届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

1 規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

名古屋市全域

ただし、都市計画法で定められた工業専用地域を除きます。

(2) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市全域

*** 特定施設（法）を設置している工場等（工業専用地域内を除く。）の発生施設（条例）は、条例に基づく届出は不要です。（条例施行細則第 23 条、同第 24 条）**

2 規制対象施設

特定施設・発生施設（法第 2 条第 1 項、条例第 28 条）（一覧表参照）

名古屋市環境局

○ 規制対象施設等

特定施設・発生施設（法施行令第 1 条別表第 1、条例施行細則第 23 条別表第 7、第 24 条別表第 8）

区 分 特定施設・発生施設の名称		騒 音 関 係				振 動 関 係			
		特 定 施 設（法）		発 生 施 設（条 例）		特 定 施 設（法）		発 生 施 設（条 例）	
		施設番号	原 動 機 の 定 格 出 力 等	施設番号	原 動 機 の 定 格 出力等	施設番号	原動機の定格出力等	施設番号	原動機の定格出力等
金 属 加 工 機 械	圧延機械	1－イ	合計で 22.5kW 以上	1－(1)	合計で 22.5kW 以上		×		×
	製管機械	1－ロ	○	1－(2)	○		×		×
	ベンディングマシン	1－ハ	ロール式で 3.75kW 以上	1－(3)	ロール式で 3.75kW 以上		×		×
	液圧プレス	1－ニ	矯正プレスを除く	1－(4)	○	1－イ	矯正プレスを除く	1－(1)	○
	機械プレス	1－ホ	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1－(5)	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1－ロ	○	1－(2)	○
	せん断機	1－ヘ	3.75kW 以上	1－(6)	3.75kW 以上	1－ハ	1 kW 以上	1－(3)	1 kW 以上
	鍛造機	1－ト	○	1－(7)	○	1－ニ	○	1－(4)	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1－チ	○	1－(8)	○	1－ホ	37.5kW 以上	1－(5)	37.5kW 以上
	ブラスト	1－リ	タンブラスト以外で密閉式を除く	1－(9)	○		×		×
	タンブラー	1－ヌ	○	1－(10)	○		×		×
	切断機	1－ル	といしを用いるもの	1－(14)	高速切断機		×		×
	研磨機		×	1－(11)	合計が 10kW 以上		×		×
	目立機		×	1－(12)	原動機を用いるもの		×		×
	平削盤		×	1－(13)	7.5kW 以上		×		×
送風機（及び排風機）		2	7.5kW 以上	13	3.75kW 以上		×	13	3.75kW 以上
圧縮機			空気圧縮機で 7.5kW 以上	2	3.75kW 以上	2	7.5kW 以上 (環境大臣指定型式を除く)	2	3.75kW 以上 (環境大臣指定型式を除く)
冷凍機			×		3.75kW 以上		×		3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		3	7.5kW 以上	3	3.75kW 以上	3	7.5kW 以上	3	7.5kW 以上
織 機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	5－イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m ³ 以上	5－(1)	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m ³ 以上		×		×
	アスファルトプラント	5－ロ	混練重量 200 k g 以上	5－(2)	混練重量 200 k g 以上		×		×
	コンクリートブロックマシン		×		×	5	合計が 2.95kW 以上	5	合計が 2.95kW 以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		×		合計が 10kW 以上		合計が 10kW 以上
穀物用製粉機		6	ロール式で 7.5kW 以上	6	7.5kW 以上		×	11	7.5kW 以上
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	7－イ	○	7－(1)	○	6－イ	○	6－(1)	○
	チップパー	7－ロ	2.25kW 以上	7－(2)	2.25kW 以上	6－ロ	2.2kW 以上	6－(2)	2.2kW 以上
	碎木機	7－ハ	○	7－(3)	○		×		×
	帯のこ盤	7－ニ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上	7－(4)	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上		×		×
	丸のこ盤	7－ホ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上	7－(5)	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上		×		×
	かんな盤	7－ヘ	2.25kW 以上	7－(6)	2.25kW 以上		×		×
抄紙機		8	○	8	○		×		×
印刷機械		9	原動機を用いるもの	9	原動機を用いるもの	7	2.2kW 以上	7	2.2kW 以上
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機			×		×	8	レンダーロール機以外で30kW以上	8	レンダーロール機以外で30kW以上
合成樹脂用射出成形機		10	○	10	○	9	○	9	○
鋳造型機		11	ジョルト式のもの	11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×	12	最高出力 37.3kW 以上		×	12	最高出力 37.3kW 以上
走行 クレーン	門型走行クレーン		×	14－(1)	7.5kW 以上		×		×
	天井走行クレーン		×	14－(2)	7.5kW 以上		×		×
洗びん機			×	15	合計が 7.5kW 以上		×		×
真空ポンプ			×	16	7.5kW 以上		×		×

- (備考) 1 ○印はすべての施設が対象であり、×印は対象外です。
- 2 特定施設(法)とは、騒音規制法又は振動規制法に定める特定施設のことであり、発生施設(条例)とは市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に定める騒音発生施設又は振動発生施設のことです。
- 3 移動式の施設は対象から除かれますが、移動式であっても常時同一場所に定置されているものは対象となります。

(注) 1 騒音関係の発生施設（条例）には、騒音関係の特定施設（法）を有する工場等（法の規制対象地域外である工業専用地域内にあるものを除く。）に設置されるものは含まれないので、この場合、条例に基づく騒音発生施設の届出は不要です。このことは、振動関係についても同様です。
(例) 工業専用地域外にある工場等に、送風機 7.5kW1 台と冷凍機 3.75kW1 台を設置する場合

施 設 の 種 類	騒 音 関 係	振 動 関 係
送風機 7.5kW	特定施設(法)	発生施設(条例)
冷凍機 3.75kW	該 当 せ ず 届 出 不 要	発生施設(条例)

- 2 特定施設（法）のうち、電気事業法で規定された電気工作物又はガス事業法で規定されたガス工作物である特定施設を設置する場合の届出等は、両法の相当規定の定めによることとなります。（届出先：中部近畿産業保安監督部電力安全課）特定工場等に係る規制基準は適用されます。
- 3 圧縮機には、冷凍機に用いるものは含まれません。
- 4 屋内に設置してある空調用のパッケージ型、ウインド型、セパレート型及びチーリングユニットの冷凍機は対象外ですが、それ以外の冷凍機は条例の対象となります。
- 5 クーリングタワーは、排風機が法・条例の対象となります。
- 6 1 台の原動機で 2 台以上の施設を動かしている場合でも、原動機の定格出力が規定以上あれば、各々の施設は届出対象となります。逆に、1 台の施設を 2 台以上の原動機で動かしている場合、コンクリートブロックマシン等のように合計の定格出力で能力が定められているもの以外は、個々の原動機の定格出力で届出対象か否かを判断します。
- 7 圧縮機のうち振動関係については、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣の指定を受けたものは法及び条例の対象外です。

3 特定施設・発生施設の届出

届出は、上記規制対象施設を設置する工場等の代表者名で、工場等の所在する区を管轄する公害対策担当へ提出してください。届出用紙は、各公害対策担当にあります。（担当区については最終ページを参照。）

○特定施設・発生施設の届出（法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、法施行規則第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、条例第30条、第31条、第32条、第34条、条例施行細則第26条、第27条、第28条、第29条、第31条、第32条）

届出の種類等

届出の種類	届 出 が 必 要 な 場 合	届出の期日
設置の届出	特定（発生）施設が設置されていない工場等に、新たに特定（発生）施設を設置しようとする場合	設置の工事開始の日の30日前まで
使用の届出	1 規制対象地域となった際、現にその地域内において工場等に特定（発生）施設を設置している場合。 2 ある施設が特定（発生）施設となった際、現に規制対象地域内において工場等（その施設以外の特定（発生）施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している場合。	規制対象地域となった日、又は特定（発生）施設となった日から30日以内
種類（及び能力）ごとの数の変更の届出	1 騒音規制法・条例（騒音・振動）の届出：特定（発生）施設の種類ごとの数を、直近の届出数の2倍を超えて増加させる場合。 2 振動規制法の届出：特定施設の種類及び能力ごとの数を増加させる場合。	変更の工事開始の日の30日前まで
防止の方法の変更の届出	特定（発生）施設の防止の方法の変更により、工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴う場合。	
使用の方法の変更の届出	振動規制法の特定施設について、その使用の開始時刻又は終了時刻を変更する場合。ただし、使用開始時刻を繰り下げ又は使用終了時刻を繰り上げる場合は届出不要。	
氏名等の変更の届出	1 工場等の名称又は所在地に変更があった場合。 2 届出者の氏名、名称、住所又は法人にあっては代表者の氏名に変更があった場合。	変更の日から30日以内
使用全廃の届出	すべての特定（発生）施設の使用を廃止した場合。	廃止した日から30日以内
承継の届出	1 届出者から、届出工場等に設置されている特定（発生）施設の全てを譲り受け、又は借り受けた場合。 2 届出者について相続又は合併があった場合。	承継があった日から30日以内

- （注） 1 法と条例の関係は、法が優先し条例がそれを補っています。したがって、騒音規制法の届出を行う場合は、条例の騒音発生施設に関する届出は不要です。このことは、振動規制法と条例の振動発生施設との関係についても同様です。
- 2 法・条例とも騒音関係の届出と振動関係の届出は別々であり、それぞれについて必要な場合は届出を行って下さい。
- 3 特定（発生）施設の種類ごとの数を数える場合、特定施設、発生施設の名称ごとに1種類として数えます。例えば破砕機と摩砕機は別の種類の施設（土石用、鉱物用の区別はしない。）として数えます。ただし、送風機及び排風機は区別せず、両方とも同一種類の施設として数えます。
- 4 設置（変更）の工事開始の日の30日前までとは、その工事開始の日の前日を第1日目としてさかのぼり、31日目に相当する日までに届出が必要ということです。
ただし、31日目が日曜日、その他の休日であるときは、その前日までに届出が必要です。

届出書

届出の種類 添付書類	設 置 届 出	使 用 届 出	変 更 届 出				使用全 廃届出	承 継 届 出
			数等	防止方法	使用方法	氏名等		
特定（発生）施設の配置図	○	○	○	○	○	×	×	×
工場等及びその付近の見取図	○	○	○	○	○	×	×	×
騒音（振動）の防止の方法	○	○	×	○	×	×	×	×

- ・届出の提出部数は2通（正本1通及びその写し1通）です。
- ・その他必要な書類（カタログ等）の提出をお願いします。

4 規制基準（法第3条、第4条、昭和61年名古屋市告示第106号、第107号、第110号、第111号、
条例第28条、条例施行細則第25条別表第9及び第10）

騒音（振動）関係の特定施設又は発生施設を設置する工場等の事業者には、その工場等の敷地境界における騒音（振動）の大きさについて、下表に掲げる規制基準を守ることが義務づけられています。

また、騒音の制限を受ける作業を伴う事業を営む者についても、その作業に伴う騒音について、同じ規制基準を守ることが義務づけられています。

時 間 の 区 分 地 域 の 区 分				騒音 (dB)			振動 (dB)	
				昼間	朝夕	夜間	昼間	夜間
				8 ～19	6～ 8 19～22	22～ 6	7 ～20	20～ 7
騒 音 規制法	振 動 規制法		市民の健康と安全を確保する 環境の保全に関する条例					
第1種 区 域	第一種 区域	1	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・ 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域	4 5	4 0	4 0	6 0	5 5
第2種 区 域		2	第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域	5 0	4 5	4 0	6 5	5 5
第3種 区 域	第二種 区域	1	近隣商業地域・商業地域・準工業地域	6 5	6 0	5 0	6 5	6 0
			都市計画区域で用途地域の定められていない地域	6 0	5 5	5 0		
第4種 区 域		2	工業地域	7 0	6 5	6 0	7 0	6 5
			工業専用地域	7 5	7 5	7 0	7 5	7 0

- (1) 区域内（騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定められていない地域、工業地域及び工業専用地域、振動関係では、工業地域及び工業専用地域）の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値です。
- (2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値です。（(1)の適用を受ける区域は除く。）

5 小規模騒音等発生施設に係る基準（条例第36条、条例施行細則第33条別表第11）

相当程度の騒音又は振動を発生する施設でその騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして次の表に定めるものを設置する工場等を設置している者は、「4. 規制基準」で定める基準が適用されます。

なお、これらの工場等については届出の必要はありません。

施設の名称	原動機の定格出力
圧縮機及び冷凍機	0.75kw 以上 3.75kw 未満
送風機及び排風機	0.75kw 以上 3.75kw 未満

6 騒音の制限を受ける作業（条例第 43 条、条例施行細則第 42 条）

次に掲げる作業を伴う事業を営む者には、4 の表の騒音の規制基準を守ることが義務づけられています。
なお、これらの作業については届出の必要はありません。

- 1 板金又は製かんの作業
- 2 鉄骨又は橋りょうの組立て作業（建設の現場作業を除く。）
- 3 金属材料の引抜き作業
- 4 鍛造の作業
- 5 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業
- 6 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
- 7 音響を発生する機器（楽器を含む）の組立て、試験又は調整の作業
- 8 内燃機関の試験又は調整の作業
- 9 工業用ミシンを用いる作業
- 10 木材の切削等の加工の作業
- 11 原木、原紙、鉄材等重量物の積み込み又は積降しの作業
- 12 貨物の搬入又は搬出の作業
- 13 バックホウ、ブルドーザー、トラクターショベル等の建設用重機械を使用する作業（建設の現場作業を除く。）

7 勧告・命令（法第 9 条、第 12 条、条例第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 44 条）

規制の対象となる工場等又は作業において発生する騒音又は規制の対象となる工場等から発生する振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、その事態を除去するために必要な限度において、事業者に対して騒音（振動）の防止の方法の改善など行うよう勧告又は命令がなされることがあります。

○参考 身近な騒音・振動の例

■騒音の大きさの例

120dB	●飛行機のエンジン近く
110dB	●自動車の警笛（前方2m） ●リベット打ち
100dB	●電車が通るときのガードの下
90dB	●大声による独唱 ●騒々しい工場の中
80dB	●地下鉄の車内
70dB	●騒々しい街頭 ●騒々しい事務所の中
60dB	●静かな乗用車 ●普通の会話
50dB	●静かな事務所
40dB	●図書館 ●静かな住宅地の昼
30dB	●郊外の深夜 ●ささやき声
20dB	●木の葉のふれあう音 ●置時計の秒針の音（前方1m）

■振動による影響の例

90dB	人体に生理的影響が生じ始める	つり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩いている人も揺れを感じる程度の地震	震度4
80dB	深い睡眠にも影響がある	室内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音をたてることがある程度の地震	震度3
70dB	浅い睡眠に影響がではじめる	室内にいる人の多くが揺れを感じ、電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる程度の地震	震度2
60dB	振動を感じ始める	室内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる程度の地震	震度1
50dB		人体に感じないで地震計に記録される程度	震度0
40dB	常時微動		

○ 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の工場の設置者には、同法に定める公害防止に関する職務を行う公害防止管理者等の選任及び届出が義務づけられています。騒音・振動関係の公害防止管理者等については次のとおりです。

(1) 選任が必要な工場（法第2条、第3条、法施行令第1条、第4条、第5条の2）

選任が必要な工場の要件			選任する公害防止管理者等の区分		
業 種	所在する地域	設置している施設	騒音	振動	統括者
○ 製造業(物品の加工業を含む。) ○ 電気供給業 ○ ガス供給業 ○ 熱供給業	工業専用地域を除く本市域内	機械プレスのうち、呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの	○	○	○ ただし、会社全体の従業員数が20人以下の場合は不要
		液圧プレスのうち、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの(矯正プレスを除く)	×	○	
		鍛造機のうち、落下部分の重量が1ト以上のハンマーであるもの	○	○	

(注) 1 ○印は選任が必要、×印は選任が不要です。

2 業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼業している場合も対象となります。

(2) 選任（法第3条、第4条、第6条、第7条、法施行令第8条、第10条）

公害防止管理者等の選任が必要な工場には、次の表のとおり各選任区分につき管理者本人とその代理者を選任する必要があります。

選 任 区 分		必 要 な 資 格
騒音関係公害防止管理者	本 人	国家試験(公害防止管理者試験)に合格しているか、又は国が行い若しくは指定する資格認定講習の課程を修了していること。
	代理者	
振動関係公害防止管理者	本 人	
	代理者	
公 害 防 止 統 括 者	本 人	本人は、当該工場の事業を統括管理するもの(例えば工場長)であること。 代理者は特に定めがない。
	代理者	

(注) 1 同一人が二以上の工場の公害防止管理者又はその代理者を、原則として兼ねることができません。

2 同一人が同じ区分の公害防止管理者の本人と代理者は兼ねることができません。このことは、公害防止統括者の本人と代理者の場合も同様です。

3 1及び2以外の場合は、法に定める職務を誠実に行ううえで支障がない限り、同一人が兼ねることができます。

(3) 届出（法第3条、第4条、第6条、法施行規則第2条、第4条、第5条、第7条、第10条、第12条）

公害防止管理者等を選任した場合は、次のとおり届出を行うことが工場の設置者に義務づけられています。

届出の種類	届出が必要な場合	選 任 期 日	届 出 期 日	添 付 書 類	提出部数
選任、死亡、解任の届出	公害防止管理者等の選任、解任又は死亡	公害防止管理者本人とその代理者の選任の場合は60日以内、公害防止総括者本人とその代理者の選任の場合は30日以内	選任、解任又は死亡した日から30日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し、又は資格認定講習の修了証書の写し	2通 (正本1通及びその写し1通)

名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資のご案内

名古屋市では、中小企業の方々が、環境保全対策を実施するために必要な資金を、長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を行っています。

この融資では、支払った利子の補助を受けることができます。

◆おもな用途など

使 途	具 体 例	利子補助
公 害 防 止	・公害防止設備の購入、設置、改造 ・石綿除去・飛散防止工事、除去作業時の周辺環境調査 など ・公害防止対策のための市内での移転	全 額
自 動 車 対 策	・ハイブリッド・電気・燃料電池自動車等の購入 ・充電・充填設備の設置 など	半 額
カーボンニュートラル (地球温暖化対策)	・最新の排ガス規制に適合した貨物自動車又は乗合自動車への買替、 低騒音型建設機械等への買替 など	
そ の 他	・PCB廃棄物対策、オゾン層保護対策 など	全 額

※ 上記のほかでも融資対象となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

◆融資制度のあらまし

融資限度	5,000 万円 ※市内移転は 7,000 万円、自動車対策は 1 年度あたり 3,000 万円 ※乗用自動車の購入は、ハイブリッド・電気・燃料電池自動車等の種類により 1 台あたり 400 万円又は 600 万円の上限があります。
融資期間	7 年以内（融資額 5,000 万円超の中小企業者は 10 年以内）
融資利率	年 1.3%（融資額 5,000 万円超の中小企業者は年 1.5%）
信用保証	取扱金融機関の判断により、名古屋市信用保証協会の保証が必要となる場合があります。その場合、保証料が別途必要です。（名古屋市信用保証協会 TEL052-212-3011）

◆お問い合わせ先

名古屋市環境局大気環境対策課（市役所東庁舎5階）
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電話：052-972-2674 FAX：052-972-4155
Eメール：a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

詳細は名古屋市公式ウェブサイトで
(<https://www.city.nagoya.jp/>)

資金融資

サイト内検索



騒音振動対策の留意点

【騒音】

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

【振動】

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝搬を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 騒音の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番（052）

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードできます。

（事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）→騒音・振動関係）



届出書等のダウンロードはこちら

環境保全

目次

サイト内検索

(R6. 4)